介護保険の利用について

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	加入する方	介護サービスを利用できる方
第一号被保険者	65歳以上の方	（要介護状態）　常に介護を必要とする状態の方 （要支援状態）　日常生活に支援が必要とする状態の方
第二号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方	初老期の認知症、がん末期、脳血管疾患などの老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方

※特定疾病とは

『初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（※特定疾病）により、要介護状態や要支援状態になった場合。※特定疾病は次の16種類です。筋萎縮性側索硬化症・脳血管疾患・後縦靭帯骨化症・進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病・骨折を伴う骨粗しょう症・閉塞性動脈硬化症・多系統萎縮症・慢性関節リウマチ・初老期における認知症・慢性閉塞性肺疾患・脊髄小脳変性症・脊柱管狭窄症・糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症・早老症・末期がん』

サービス利用額の上限

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
ご負担額が1割の場合	5,032円	10,531円	16,765円	19,705円	27,048円	30,938円	36,217円
ご負担額が2割の場合	10,064円	21,062円	33,530円	39,410円	54,096円	61,876円	72,434円
ご負担額が3割の場合	15,096円	31,593円	50,295円	59,115円	81,144円	92,814円	108,651円

※実際の支給限度額は単位で決められています。サービス事業所の所在地やサービスの種類によって単位あたりの単価が異なります。
※目安として1単位＝10円で算出しています。
※限度額の範囲内でサービスを利用する場合、費用の1割（平成27年8月から一定以上の所得のある方は2割、平成30年8月から現役並みの所得のある方は3割）のご負担が必要です。詳しくは市区町村にご確認ください。

特定福祉用具（福祉用具購入費100,000円/年間）

①腰掛け便座
◆和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの　◆洋式便器の上に置いて便座の高さを補うもの
◆電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
◆便座、バケツ等からなり、移動可能である便座（居室において利用可能であるものに限る）

②自動排泄処理装置の交換部品
◆レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもので、要介護者又はその介護を行う者が容易に変換できるもの

③排泄予測支援機器
◆膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行うものに通知するもの

④入浴補助用具
◆座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る
●入浴用椅子　●浴槽用手すり　●浴槽内椅子　●入浴台　浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの　●浴室内すのこ　●浴槽内すのこ　●入浴用介助ベルト

⑤簡易浴槽
◆空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

⑥移動用リフトのつり具の部分
◆身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること

⑦スロープ
◆貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

⑧歩行器
◆貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

⑨歩行補助つえ
◆カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※令和6年4月現在

介護サービスの利用手続きとサービス内容

利用者

市町村の窓口に相談

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

※明らかに要介護1～5と判断できる場合
※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合

チェックリスト

サービス事業対象者

要介護認定申請

医師の意見書

認定調査

要介護認定

非該当（サービス事業対象者）

要支援1～2

要介護1～5

事業のみ利用

予防給付を利用

介護予防ケアマネジメント

介護予防サービス計画

居宅サービス計画

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業
- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス

一般介護予防事業
（※全ての高齢者が利用可）
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業　など

予防給付

介護予防サービス
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリ
- 介護予防居宅療養管理指導

など

地域密着型介護予防サービス
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型通所介護

など

介護給付

施設サービス
- 特別養護老人ホーム※　要介護3以上
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

※やむを得ない理由がある場合を除き、原則要介護3以上の人に入所が限定されます。

居宅サービス
- 福祉用具貸与・訪問介護・訪問看護
- 通所介護　・短期入所　など

地域密着型サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型共同生活介護　など

福祉用具のレンタル・購入がお選びいただけます

2024年4月度からの制度改定により、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖（松葉づえを除く）」「多点杖」は、選択制の対象福祉用具としてレンタル、または特定福祉用具購入のいずれかを選択する事ができます。

福祉用具貸与

要介護度に応じた支給限度額があり、福祉用具のレンタル費用の1割の自己負担（一定以上の所得がある場合、2割又は3割の自己負担）でご利用いただけます。

ご利用の流れ

ご利用者
- 要支援1・2の方
- 要介護1～5の方

ケアプランの相談：居宅介護支援事務所・地域包括支援センター

福祉用具の相談：福祉用具貸与事業所

担当者会議

福祉用具貸与（レンタル）
→ モニタリングによる福祉用具利用状況の報告
→ レンタル継続
→ 購入移行

特定福祉用具購入
→ 目標の達成状況の確認
→ メンテナンス

特定福祉用具購入

10万円以内で1割の自己負担（一定以上の所得がある場合、2割又は3割の自己負担）で購入できます。